

## 上富田町ホームページ広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、上富田町有料広告掲載要綱に基づき、上富田町ホームページへの広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、上富田町有料広告掲載要綱第3条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦45ピクセル×横130ピクセル以内
- (2) 5メガバイト以内
- (3) GIF、JPEG、PNGのいずれかのファイル形式

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 町の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、町が指定するものとする。

2 広告の枠数は最大5枠とするが、町長が認めたときはこの限りではない。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は1箇月を単位とし、掲載期間は1箇月以上6箇月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が上富田町の休日を定める条例（平成2年上富田町条例第11号）第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1広告当たり5,500円とする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、上富田町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の前月までに町長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1箇月につき1広告とする。

(広告原稿の提出)

第7条 前条に規定する上富田町有料広告掲載申込書(様式第1号)に添付するバナー広告の原稿は、フロッピーディスク又はCD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に上富田町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。

附 則

1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、この基準の施行の日以後に掲載する広告に係る掲載料について適用し、同日前に掲載する広告に係る掲載料については、なお従前の例による。